

第 2 4 7 号 答 申

第 1 審査会の結論

公立大学法人名古屋市立大学（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定のうち、依頼元の担当者の電子メールアドレスのうち、組織で利用しているものを名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）第 7条第 1項第 1号に該当するとして非公開とした決定は、妥当でないので取消し、改めて公開または非公開の決定を行うべきである。

また、兼業先の名称及び所在地を非公開とした決定は、妥当でないので公開すべきであるが、その他の部分を非公開とした決定は妥当である。

第 2 審査会における判断および答申について

第 3に掲げる各決定（以下これらを「本件各処分」という。）に対する異議申立て（以下これらを「本件各異議申立て」という。）は、いずれも異議申立人が、条例に基づいて実施機関に対して行った、贈与等報告書等及び営利企業等への従事許可願にあたる文書等についての請求に対する一部公開決定に係るものであり、本件各処分は、同一の公開請求に対してなされたものである。

したがって、相互に密接な関連性が認められることから、本件各異議申立てについて、一括して判断し、答申を行うものとする。

第 3 本件各異議申立てに至る経過

異議申立て①	公開請求日	平成26年 9月 3日
	請求内容	H23. 4. 1～ H26. 8. 31 の期間において 贈与等報告書全て（飲食やパーティーなど含む）（以下「本件公開請求①」という。）
	決定通知日	平成26年 9月17日
	特定した行政文書の名称	・ 利害関係者との飲食許可申請書 ・ 贈与等報告書及び特定の関係がある利害関係者との飲食に係る報告書（以下これらを「本件行政文書①」という。）
	決定内容	一部公開決定
	一部を公開しない理由	本件公開請求①に係る行政文書のうち、 本件行政文書①については、実施機関にお

		いてこれを作成又は取得しておらず、当該文書の不存在により非公開とします。
	異議申立て日	平成26年10月22日
異議申立て②	公開請求日	平成26年 9月 3日
	請求内容	H23. 4. 1～ H26. 8. 31 の期間において 営利企業等への従事許可願にあたる文書、営利企業等からの派遣依頼（パンフレット含む）にあたる文書（以下「本件公開請求②」という。）
	決定通知日	平成26年10月17日
	特定した行政文書の名称	営利企業等への従事許可願にあたる文書及び営利企業等からの派遣依頼（パンフレット含む）にあたる文書（平成26年度 8月承認分）（以下「これらを「本件行政文書②」という。）
	決定内容	一部公開決定
一部を公開しない理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例第 7条第 1項第 1号に該当 本件請求に該当する行政文書において、報酬等に係る部分については、通常他人に知られたくないと認められるものに該当するため、非公開とします。 ・ 条例第 7条第 1項第 2号に該当 本件請求に該当する行政文書のうち、依頼団体の印影及び署名は、公にすることにより、同団体に明らかに不利益を与えると認められるものに該当するため、非公開とします。 ・ 条例第 7条第 1項第 6号に該当 本件請求に該当する行政文書において、兼業が営利企業である場合における企業名の情報公開について兼業先の同意が無となっているものに係る当該企業名等については、個人又は法人等が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報であって、当該個人又は法人等にお 	

		ける通例として公にしないこととされているものに該当するため、非公開とします。
	異議申立て日	平成26年10月22日

第 4 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件各処分を取り消して、請求した情報全て公開するとの決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び反論意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立て①について

ア 本件行政文書を実施機関において全く作成も取得もともにしていないとは考えられない。

イ 提出がないことの根拠は現に存在しないということであり、原則公開の観点からもアカウントビリティーの観点からも知る権利が基本的人権であるということからも、本件行政文書を廃棄したわけではないと明示すべきである。

(2) 異議申立て②について

ア 個人の氏名、印影、電話番号、電子メールアドレスは職務遂行情報であり、公開しても個人の権利利益を害するおそれはない。

また、兼業の依頼元の担当者の氏名及び連絡先は、医療に関する分野であれば、条例第 7条第 1項第 1号ただし書アイ及び公益上の理由があると認められ公開すべきである。

イ 報酬金額は、他の自治体等において公開されており、個人の権利利益が侵害されることはない。報酬金額が非公開にされると、自治体の財務犯罪、不正経理を外部から民主的にチェックすることができなくなる。

ウ 法人の印影は他の自治体等において公開されており、処分庁の憂慮する財産的侵害は発生しない。

また、印影が非公開にされると、行政文書に押印されている印影自体がすでに偽装されたものであった場合に財務犯罪、不正経理が外部から

監視することができず、公益が著しく害されることとなる。

第 5 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 異議申立て①について

本件行政文書①の提出はなく、実施機関において、本件公開請求に係る行政文書を作成または取得していない。

2 異議申立て②について

(1) 条例第 7条第 1項第 1号該当性について

報酬金額、依頼元の担当者の氏名及び連絡先（携帯電話番号、メールアドレス）（以下これらを「本件情報①」という。）は、個人の職業、所得、社会活動等に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもののうち通常他人に知られたくないと認められるものである。

(2) 条例第 7条第 1項第 2号該当性について

依頼元の団体の印影及び署名（以下これらを「本件情報②」という。）は兼業及び兼職の依頼をするものであり、通常取引過程から発生する文書ではなく、不特定多数の者に配布される性質のものではない。

したがって、本件情報②が公開されると、偽造等によって財産的被害を及ぼすなど不測の事態を招くことも考えられることから、法人にとって明らかに不利益であると認められる。

(3) 条例第 7条第 1項第 6号該当性について

本件行政文書②のうち、営利企業等への従事許可願にあたる文書には、「企業名の情報公開についての兼業先の同意の有無」欄があり、情報公開請求があった場合の兼業先の公開の是非について申請者に確認を行っており、公開に同意を得られなかったものについて、兼業先の名称及び所在地（以下これらを「本件情報③」という。）を条例第 7条第 1項第 6号該当に該当するとして非公開とした。

第 6 審査会の判断

1 争点

(1) 異議申立て①について

本件行政文書①の有無が争点となっている（以下「争点①」という。）。

(2) 異議申立て②について

以下の 3 点が争点になっている。

ア 本件情報①が、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当するか否か。

イ 本件情報②が、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当するか否か。

ウ 本件情報③が、条例第 7 条第 1 項第 6 号に該当するか否か。

(以下これらを「争点②」という。)

2 条例の趣旨等

条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件行政文書について

当審査会の調査によると、次の事実が認められる。

- (1) 本件行政文書①のうち、贈与等報告書については、公立大学法人名古屋市立大学職員倫理規程（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達 136号。以下「倫理規程」という。）第 8 条に基づき、実施機関職員が事業者等から贈与等を受けたときに贈与等を受けた日から14日以内に倫理管理者に提出をする文書である。

また、倫理規程第 9 条には、贈与等報告書を受理した倫理管理者は、これらを提出すべき期限の末日の翌日から起算して 5 年を経過する日まで保存しなければならないと規定されている。

- (2) 本件行政文書①のうち、特定の関係がある利害関係者との飲食に係る報告書については、名古屋市職員倫理規則（平成16年規則第 105号。以下「倫理規則」という。）第 5 条第 4 項に基づき、実施機関職員が特定の関係がある利害関係者と共に飲食した場合に、倫理規則第11条に基づき、局区等の長の職にある者をもって充てられる倫理監を始めとする倫理監等へ提出する文書である。

- (3) 本件行政文書②は、実施機関の役員及び職員（以下「役職員」という。）が兼業・兼職を行う場合に公立大学法人名古屋市立大学役員及び職員の兼

業に関する規程第 5条に基づき、理事長の許可を受けるために申請した書類で、平成23年 4月 1日から平成26年 8月31日までに許可した兼業許可申請書及びそれらに係る営利企業等からの派遣依頼（パンフレット含む）にあたる文書である。

4 争点①について

(1) 上記 3(1)(2)のとおり、本件行政文書①は、実施機関職員が贈与等を受けた場合、又は利害関係者と飲食をする場合に、倫理規程に基づいて、実施機関に提出される文書である。

本件公開請求①で請求の対象とされている期間中に本件行政文書①の提出はなかったため、本件公開請求①が提起された時点において、本件行政文書①は存在しないとする実施機関の説明に不合理な点はうかがわれない。

(2) 異議申立人は、上記第 4 2(1) のとおり、本件行政文書①を実施機関において全く作成も取得もしていないとは考えられない、本件行政文書①を廃棄した訳ではないと明示すべきであると主張しているのみであり、上記判断を覆すべき特段の主張がなされているとは認められない。

(3) したがって、本件行政文書①は存在しないと認められる。

5 争点②について

(1) 本件情報①の条例第 7条第 1項第 1号該当性について

まず、本件情報①が条例第 7条第 1項第 1号に該当するか否かを判断する。

ア 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することができないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報についても、同様に非公開とすることを定めたものである。

また、本号ただし書は、個人情報であっても、公務員の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員の職、氏名及び職務遂行の内容に係る部分については、非公開とする個人情報から除外することを定めたものである。公務員の職務の遂行に関する情報とは、公務員が行政機関又はその補助機関として、その担任する職務を遂行する場合におけるその情報をいう。

イ 本件情報①のうち、報酬金額、依頼元の担当者の氏名及び電話番号に

ついて

(ア) 当該情報は、個人に関する情報であり、特定の個人が識別され得るものであることは明らかである。

(イ) また、当該情報は、通常公になっているものではなく、一般人の感受性を基準として判断すれば、他人に知られることを欲しないものであると認められる。

(ウ) 次に、当該情報が、公務員の職務の遂行に関する情報であるか否かを検討する。

本件行政文書②を見分したところ、本件行政文書②は、他の医療機関等からの医師派遣依頼に対する許可願いであり、これらは、実施機関職員が所属する部署の上司の職務上の命令に従い遂行した業務に係る文書とは言えず、公務員の職務の遂行に関する情報であるとは認められない。

(エ) したがって、本件情報①のうち、報酬金額、依頼元の担当者の氏名及び電話番号は、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当すると認められる。

ウ 本件情報①のうち、電子メールアドレスについて

(ア) 実施機関は、本件情報①のうち、電子メールアドレスを本号に該当するとして非公開としている。

しかし、当該電子メールアドレスを見分したところ、依頼元の担当者が個人で利用している電子メールアドレスではなく、組織で利用していると推測される電子メールアドレスが散見される。

(イ) 個人で利用している電子メールアドレスは、特定の個人を識別することができる情報であると認められるが、組織で利用している電子メールアドレスは、特定の個人を識別することができる情報ではなく、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報であるとも認められない。

(ウ) したがって、依頼元の担当者の電子メールアドレスのうち、組織で利用していると推測される電子メールアドレスについては、本号に該当するとは認められない。

(エ) しかしながら、当該電子メールアドレスが組織で利用している電子メールアドレスであっても、通常公開されていないものである場合、これらが公開されると、大量の電子メールが送信されることによる営業妨害といった不測の事態を招くおそれがあることも否定できず、法人に明らかに不利益を与えることも想定される。

(オ) このため実施機関は、当該電子メールアドレスが個人で利用しているものか、組織で利用しているものかを精査し、組織で利用しているものである場合は、公開することにより法人に与える不利益の有無について検討した上で、公開・非公開の判断をすべきである。

エ なお、異議申立人は、上記第 4 2(2) アのとおり、本件情報①は本号ただし書イに該当すると主張している。

本号ただし書イは、予算の執行の内容に係る情報の中には、市の行政の公正性を確保し、開かれた市政を推進するために、公にすることが特に必要と認められるものがあることから、これらの情報については公開することとしたものである。

しかし、本件情報①は、予算の執行に係る情報ではないことから、本号ただし書イには該当しない。

オ したがって、本件情報①のうち、報酬金額、依頼元の担当者の氏名、電話番号及び個人で利用している電子メールアドレスについては、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当すると認められる。しかし、本件情報①のうち、組織で利用している電子メールアドレスについては、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当するとは認められないため、改めて公開または非公開の判断をすべきである。

(2) 本件情報②の条例第 7 条第 1 項第 2 号該当性について

次に、本件情報②が条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当するか否かを判断する。

ア 本号は、法人等の事業活動の自由は原則として保障されなければならないとする趣旨から、公開することによって、当該法人等にとって不利益になることが明らかな事業活動上の情報については、非公開とすることを定めたものである。

イ 本件情報②は、法人の印影等であり、法人の事業活動に関する情報で

あることは明らかであると認められる。

ウ 次に、本件情報②を公開すると、法人に明らかに不利益を与えるか否かについて判断する。

本件情報②は、本件行政文書が真正に作成されたものであることを示す認証的機能を有するものと認められる。また、本件行政文書②は、実施機関の役職員が営利企業等に従事する場合等の申請書類であり、これらは通常取引過程から発生する文書ではなく、不特定多数の者に配布される性質のものではない。このため、本件情報②が公開されると、営業妨害や偽造等によって財産的侵害を及ぼすなど不測の事態を招くことも否定できず、当該法人に明らかに不利益を与えると認められる。

エ したがって、本件情報②は、条例第 7条第 1項第 2号に該当すると認められる。

(3) 本件情報③の条例第 7条第 1項第 6号該当性について

次に、本件情報③が条例第 7条第 1項第 6号に該当するか否かを判断する。

ア 本号は、第三者が実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報を、実施機関が一方的に公開すると、情報を提供した個人の権利利益を害したり、法人等の活動に支障が生ずる場合があるため、第三者から任意に提供を受けた情報を公にすることの公益と、情報提供者との信頼関係の調整を図り、さらに当該情報の性質等に照らして、なお非公開とすべきものを定めたものである。

イ 本号に該当するためには、個人又は法人等が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報であること及び当該条件を付すことが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるものであることの 2つの要件を満たすことが必要である。

ウ 本件情報③は、上記第 6 3(3) で述べた実施機関の役職員が兼業・兼職を行う場合に申請した書類に記載された兼業先の名称及び所在地であり、第三者が実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報であるとは認められない。

エ さらに、兼業の場合は、兼業先からの派遣依頼に応じ、実施機関の職

員の職務の専門性を生かし、実施機関の業務の一部として職員を派遣していると考えられることも可能であり、その場合、実施機関の業務として一定の説明責任が生じるものであることを鑑みると、本件情報③について公にしないとの条件を付すことが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であるとは認められない。

オ したがって、本件情報③は、条例第 7 条第 1 項第 6 号に該当するとは認められない。

6 異議申立人は、その他種々主張しているが、本件情報①から③の非公開情報該当性については、上記において述べたとおりであることから、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

7 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 7 審査会からの付言

1 本件行政文書②を見分したところ、兼業許可を申請した職員の職員番号が公開されていることが認められる。

しかし、職員番号は、人事管理のため各職員に割り振られるものであることから、特定の個人を識別することができる情報であるもののうち、通常公になっているものではなく、一般人の感受性を基準として判断すれば、他人に知られることを欲しないものであると認められる。したがって、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当するとして非公開とされるべきであった。

今後、実施機関においては、対象文書を十分に精査し、個人の権利利益に十分に配慮した上で、公開・非公開の判断を行うことを要望する。

2 実施機関は、本件情報③について、条例第 7 条第 1 項第 6 号に該当すると主張しているが、上記第 6 5(3) のとおり判断すべきであって、実施機関が本件情報③を本号に該当するとした判断には疑義が認められる。

また、当審査会が調査を行ったところ、営利企業等への従事許可願にあたる文書に記載された、企業名等の公開について同意しなかった全ての企業が、その後、企業名等を公開しても差し支えないという回答を実施機関に対して行ったことが認められる。

今後、実施機関においては、公開することについて同意が得られなかったことのみをもって安易に非公開とするのではなく、公開について同意しない理由について確認する等、主体的に条例を適用し判断することを要望する。

第 8 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成26年11月 4日	諮問書を受理
12月10日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
平成27年 1月16日	実施機関の弁明意見書を受理
2月 9日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論 意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳 述申出書を提出するよう通知
3月 9日	異議申立人の反論意見書及び意見陳述申出書を受理 口頭意見陳述については希望しない旨確認
平成30年10月18日 (第11回 第 2小委員会)	調査審議
12月13日 (第13回 第 2小委員会)	調査審議
令和元年 5月24日 (第17回 第 2小委員会)	調査審議
7月19日 (第19回 第 2小委員会)	調査審議
8月19日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 井上純、委員 豊島明子、委員 森絵里